

# 大分市一般競争入札実施要領

## 1 趣 旨

この要領は、本市が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は測量・建設コンサルタント業務等（建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務又は補償コンサルタント業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札の実施に関し、より一層の透明性及び競争性を確保するため必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象建設工事等

この要領による一般競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象建設工事等」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、災害復旧等のため、緊急又は短期間に完成する必要がある建設工事等については、この限りでない。

- (1) 設計金額が2,500万円以上の建設工事等（大分市建設工事入札参加者等指名審査会規程（昭和52年大分市訓令第11号）の規定により設置される大分市建設工事入札参加者等指名審査会（以下「指名審査会」という。）が、その内容、規模等によりこの要領による入札に付すことが適当でないと判断した場合を除く。）
- (2) 設計金額が2,500万円未満の建設工事等であって、契約担当者が、その内容、規模等によりこの要領による入札に付すことが適当であると認めた建設工事等

## 3 競争参加資格

大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号。以下「規則」という。）第23条の規定による一般競争入札（第17項を除き、以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 対象建設工事等のうち、建設工事の場合にあっては大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1616号）の規定により、測量・建設コンサルタント業務等の場合にあっては大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱（平成17年大分市告示第1700号）の規定によりそれぞれ入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領（平成12年大分市告示第477号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成24年大分市告示第377号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 入札期日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (7) 対象建設工事等（建設工事に係る部分に限る。第9号において同じ。）の業種に係る建設業法に基づく経営事項審査結果の総合点数が、一定の点数以上であること。
- (8) 対象建設工事等と同種で、かつ、同規模以上の建設工事等の履行実績があること。
- (9) 対象建設工事等に配置する主任技術者、監理技術者、照査技術者等が適正であること。
- (10) 対象建設工事等の業種について、建設業法に基づく特定建設業の許可を有する者であること。
- (11) 本市の区域内に本店、支店等があること。
- (12) その他競争参加資格委員会が必要と認める事項を満たしていること。

#### 4 競争参加資格の決定

競争参加資格については、対象建設工事等ごとに、次項に規定する競争参加資格委員会で決定する。ただし、設計金額が5,000万円以下の対象建設工事等については、契約担当者が決定することができる。

#### 5 競争参加資格委員会

- (1) 次に掲げる事項を決定し、又は審査するため、競争参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）を設置するものとする。ただし、ア及びイに掲げる事項については、設計金額が5,000万円以下の対象建設工事等を除く。
  - ア 競争参加資格に関する事項
  - イ 入札への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）の競争参加資格の有無の確認
  - ウ その他必要と認める事項
- (2) 資格委員会の委員長は指名審査会の会長を、委員は指名審査会の委員をもって充てる。

#### 6 入札の公告等

- (1) 対象建設工事等を入札に付そうとするときは、入札に付する事項、競争参加資格その他必要な事項を、市庁舎等のうち必要と認める場所において、掲示の方法により公告するものとする。
- (2) 前号の公告は、標準入札公告の例によるものとする。
- (3) 契約担当者は、参加希望者に、標準入札説明書の例により作成した入札書を配布するものとする。

## 7 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- (1) 契約担当者は、競争参加資格の有無を確認するため、参加希望者から所定の期限までに、競争参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格を確認する資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。
- (2) 申請書及び資料は、参加希望者が持参するものとする。
- (3) 第1号の期限までに申請書及び資料を提出しない者又は契約担当者が競争入札参加資格がないと認めた者は、当該入札に参加することができないものとする。
- (4) 申請書及び資料の提出期限は、原則として公告をした日の翌日から起算して10日を経過する日とする。
- (5) 申請書及び資料の受付場所は、契約担当者の定めるところとする。
- (6) 申請書及び資料の取扱いは、次のとおりとする。
  - ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とする。
  - イ 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に使用しない。
  - ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
  - エ 提出期限後における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

## 8 資料の種類及び内容

資料の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 競争参加資格状況表（様式第2号）第3項各号において設定した競争参加資格の状況
- (2) 履行実績（様式第3号）第3項第7号に規定する建設工事等の履行実績
- (3) 配置予定の技術者の資格・建設工事等経験（様式第4号）第3項第8号に規定する主任技術者等の資格及びそれらの者の同種の建設工事等経験
- (4) その他契約担当者が必要と認めるもの

## 9 競争参加資格の確認

- (1) 契約監理課長は、設計金額が5,000万円以下の対象建設工事等を除き、提出された申請書及び資料に基づき、競争参加資格確認申請者一覧表を作成し、これに意見を付した上で、資格委員会に提出するものとする。
- (2) 資格委員会は、前項の規定による提出があったときは、申請書及び資料の提出期限の日をもって競争参加資格の有無についての確認の審査を行うものとする。
- (3) 契約担当者は、前項に規定する競争参加資格の有無についての確認が行われたときは、参加希望者に対し、次に定めるところにより通知するものとする。
  - ア 通知は、競争参加資格確認通知書（様式第5号。以下「確認通知書」という。）により行うものとする。
  - イ 通知は、原則として申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に行うものとする。
- (4) 確認通知書には、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記

するものとする。

#### 10 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、確認通知を受けた日の翌日から起算して7日（大分市の休日を定める条例（平成元年大分市条例第13号）第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面を持参することによりその説明を求めることができる。
- (2) 契約担当者は、前号の説明を求められたときは、前号に規定する期間満了の日から起算して8日以内に書面により回答するものとする。
- (3) 契約担当者は、説明を求めた者に競争参加資格があると認められる場合には、前項第3号の通知を取り消し、前号の回答と併せて、改めて競争参加資格のある旨の通知を行うものとする。この場合においては、資格委員会の議を経るものとする。

#### 11 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書（図面、特記仕様書、工事数量総括表（建築工事を除く。）及び現場説明書等をいう。以下同じ。）及び設計参考資料（以下「設計図書等」という。）は、契約監理課閲覧コーナーにおいて閲覧に供し、若しくは貸し付け、又は配布するものとする。
- (2) 前号の閲覧等は、原則として公告後速やかに開始するものとする。
- (3) 設計図書に対する質問書の提出があった場合は、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。
- (4) 質問書の提出は、契約監理課への持参又は郵送により行うものとする。
- (5) 質問書の提出期間は、原則として、設計図書の閲覧等を開始した日の翌日から前項第2号に規定する回答の期限の日の翌日まで（現場説明会を行う場合においては、配布を開始した日の翌日から現場説明会を行った日の2日後まで）とする。
- (6) 質問に対する回答書の閲覧は、契約監理課において行い、原則として前号の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して6日後までに開始し、入札執行日の前日に終了するものとする。

#### 12 現場説明会

- (1) 契約監理課長は、必要があると認めるときは、現場説明会を行うことができるものとする。
- (2) 現場説明会を行う日は、第10項の規定による理由の説明が終了した日以降とし、原則として入札執行日の12日前の日とする。

#### 13 共同企業体に発注する場合の取扱い

- (1) 共同企業体の結成は、自主結成方式とする。
- (2) 入札参加資格要件は、共同企業体及び構成員それぞれについて設けるものとする。
- (3) 共同企業体の構成員は、対象建設工事等の他の共同企業体の構成員を兼ねることができないものとする。
- (4) その他の事項については、大分市建設工事等に係る共同企業体の競争入札参加資格等に関する

る取扱要綱（平成8年大分市告示第143号）の規定によるものとする。

#### 14 入札の執行

- (1) 契約監理課長は、入札の執行に先立ち、確認通知書の写しを入札に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）に提出させるものとする。
- (2) 契約監理課長は、第1回目の入札に際し、入札参加者に入札金額に対応した積算内訳書の提示を求めることができる。

#### 15 入札の中止又は延期

契約担当者は、競争参加資格を有する参加希望者が3社に満たない場合その他事業の推進に著しく支障を来たした場合は、入札を中止し、又は延期することができる。

#### 16 契約の保証

- (1) 落札者は、建設工事等に係る契約を締結するに当たり、規則第6条に定めるところにより契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が、規則第7条第6号又は第7号に規定する契約を締結した場合は、契約保証金の全部を免除するものとする。

#### 17 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した競争参加資格のない者又は虚偽の申請書を提出した者のした入札
- (2) 入札開始前の注意事項、現場説明等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 競争参加資格のあることを確認された者であっても、確認の日から入札の日までの間に、本市から指名停止措置又は排除措置を受けた者のした入札
- (4) 規則第32条各号に規定する入札

#### 18 入札結果の公表

入札結果の公表は、大分市建設工事等の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱（昭和57年11月1日施行）の定めるところによる。

#### 19 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成10年9月22日から施行する。
- 2 大分市一般競争入札試行要領（平成7年2月1日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

## 競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

契約担当者

殿

住 所  
商号又は名称  
代表者又は受任者

印

年 月 日付で公告のあった\_\_\_\_\_工事に係  
る競争参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申し込みます。  
なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 競争参加資格状況表
- 2 履行実績
- 3 配置予定の技術者の資格・建設工事等経験

## 競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

契約担当者

殿

共同企業体の名称

共同企業体 住 所  
代表構成員 商号又は名称  
代表者又は受任者

印

共同企業体 住 所  
構 成 員 商号又は名称  
代表者又は受任者

印

年 月 日付で公告のあった\_\_\_\_\_工事に係  
る競争参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申し込みます。  
なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 競争参加資格状況表
- 2 履行実績
- 3 配置予定の技術者の資格・建設工事等経験
- 4 建設工事共同企業体協定書(写し)



## 競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

契約担当者

殿

住 所  
商号又は名称  
代表者又は受任者

印

年 月 日付で公告のあった\_\_\_\_\_委託に係  
る競争参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申請します。  
なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 競争参加資格状況表
- 2 履行実績
- 3 配置予定の技術者の資格・建設工事等経験

## 競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

契約担当者

殿

共同企業体の名称

共同企業体 住 所

代表構成員 商号又は名称

代表者又は受任者

印

共同企業体 住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者又は受任者

印

年 月 日付けで公告のあった\_\_\_\_\_委託に係る競争参加資格について確認されたく、次の書類を添えて申請します。

なお、提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

- 1 競争参加資格状況表
- 2 履行実績
- 3 配置予定の技術者の資格・建設工事等経験
- 4 共同企業体協定書(写し)

## 競争参加資格状況表

商号及び

代表者：

印

項 目	内 容	添 付 書 類
大分市内にある営業所等の 状況 (市外業者の場合のみ)	所在地  営業所の名称  営業所の代表責任者	建設業許可申請書 (建設業法施行規則(昭和24 年建設省令第14号)に規定 する別記様式第1号をいう。) で受付印のあるもの
発注業種に係る大分県格付 け又は認定状況	等級	年度格付け又は認定通知書 の写し
年10月1日から 年9月30日まで の間の決算日を基準日とす る経営規模等評価結果通知 書・総合評定値通知書の発 注業種に係る総合評定値(P)	点	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書の写し
履 行 実 績	様式第3号(その1)	同種工事の契約書の写し
配置予定の技術者の資格・ 建設工事等経験	様式第4号(その1)	配置予定技術者の資格を証 する書類(監理技術者資格 格者証、技術検定合格証明 書等の写し)

\*発注者における注意事項 設定要件に応じ適宜内容を変更すること。

## 競争参加資格状況表

共同企業体名

代表構成員：

⑨

項 目	内 容	添 付 書 類
大分市内にある営業所等の 状況 (市外業者の場合のみ)	所在地  営業所の名称  営業所の代表責任者	建設業許可申請書 (建設業法施行規則（昭和24 年建設省令第14号）に規定 する別記様式第1号をいう。） で受付印のあるもの
発注業種に係る大分県格付 け又は認定状況	代表構成員 級 その他の構成員 級	年度格付け又は認定通知 書の写し
年10月1日から 年9月30日まで の間の決算日を基準日とす る経営規模等評価結果通知 書・総合評定値通知書の発 注業種に係る総合評定値(P)	代表構成員 点 その他の構成員 点	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書の写し
履 行 実 績	様式第3号（その1）	同種工事の契約書の写し
配置予定の技術者の資格・ 建設工事等経験	様式第4号（その1）	配置予定技術者の資格を証す る書類（監理技術者資格者証、 技術検定合格証明書等の写し）

\*発注者における注意事項 設定要件に応じ適宜内容を変更すること。

## 競争参加資格状況表

商号及び

代表者：

印

項 目	内 容	添 付 書 類
大分市内にある営業所等の 状況 (市外業者の場合のみ)	所在地  営業所の名称  営業所の代表責任者	
発注業種に係る大分市の 認定状況		
履 行 実 績	様式第3号（その2）	契約書等の写し及び参加要件 に係る履行内容が分かる書類
配置予定の技術者の資格・ 建設工事等経験	様式第4号（その2）	配置予定技術者の資格を証 する書類等

\*発注者における注意事項 設定要件に応じ適  
宜内容を変更すること。

## 競争参加資格状況表

共同企業体名

代表構成員：

⑩

項 目	内 容	添 付 書 類
大分市内にある営業所等の 状況 (市外業者の場合のみ)	所在地  営業所の名称  営業所の代表責任者	
発注業種に係る大分市の 認定状況	代表構成員 その他の構成員	
履 行 実 績	様式第3号(その2)	契約書等の写し及び参加要件 に係る履行内容が分かる書類
配置予定の技術者の資格・ 建設工事等経験	様式第4号(その2)	配置予定技術者の資格を証 する書類等

\*発注者における注意事項 設定要件に応じ適  
宜内容を変更すること。

## 履 行 実 績

商号及び代表者 : \_\_\_\_\_ ⑩

工 事 名 称 等	工 事 名 称			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	契 約 金 額		千円	
	工 期		年 月 ~ 年 月	
	受 注 形 態 等		単体 / 共同企業体 (出資比率)	
工 事 概 要	構 造 形 式			
	規 模 ・ 寸 法			
	使 用 機 材 ・ 数 量			
	設 計 条 件			

- 1 記載する工事は、年度以降に元請として完成し、引渡しが進んでいる同種工事のうち規模の大きいものから 件を記載すること。
- 2 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30パーセント以上のものに限る。
- 3 共同企業体の場合は、代表構成員のみ作成すること。
- 4 記載した工事の契約書の写しを添付すること。

**\*発注における注意事項**

当該工事と同種の工事の施工実績について適格に判断できる必要最小限の項目を認定すること。

## 履 行 実 績

商号及び代表者 : \_\_\_\_\_ ㊞

委託名称等	委託名称			
	発注機関名			
	履行場所			
	契約締結日			
	契約金額		千円	
	履行期間		年 月 ~ 年 月	
	受注形態等	単体／共同企業体 (出資比率)		
委託概要	工法・設計内容			
	規模・寸法			

- 1 記載する業務委託は、年度以降に元請として履行し、引渡しが済んでいる同種業務のうち規模の大きいものから 件を記載すること。
- 2 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30パーセント以上のものに限る。
- 3 共同企業体の場合は、代表構成員のみ作成すること。
- 4 記載した業務委託の契約書の写しを添付すること。

**\*発注における注意事項**

当該業務委託と同種の業務委託の履行実績について適格に判断できる必要最小限の項目を認定すること。